

7 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出

日本郵便株式会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならないこととした。(第七条関係)

8 収支の状況及び情報の公表

(一) 日本郵便株式会社は、毎事業年度の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならないこととした。(第一四条関係)

(二) 日本郵便株式会社は、経営の状況に関する情報等を公表しなければならないこととした。(第一八条関係)

9 旧契約に係る役務の確保

日本郵便株式会社は、当分の間、4の業務のほか、機構から委託又は再委託を受けた郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を営むものとする(附則第二条関係)

10 その他

所要の規定の整備を行うこととした。独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の一部改正(第四条関係)

郵便貯金及び簡易生命保険の民営化前の旧契約の管理業務は、常に日本郵便株式会社に委託又は再委託されなければならないこととした。(第一五条及び第一八条関係)

五 関係法律の廃止

次に掲げる法律は、廃止することとした。(第五五条関係)

(1) 郵便事業株式会社法(平成一七法律第九九号)

(2) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分等に関する法律(平成二一年法律第一〇〇号)

六 関係法律の改正等

「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改正する等、二九の法律を改正するほか、所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条、第四七条関係)

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

総務省組織令の一部を改正する政令(政令第一三九号)(総務省)

1 情報流通行政局の所掌事務について、郵便事業に関する事項を「郵政事業に関する事項」に変更することとした。(第一条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年五月八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

(郵政民営化法の一部改正)

第一条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六章 郵便事業株式会社

目次中

第一節 設立等(第七十條―第七十二條)を、第二節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十三條―第七十四條)を、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五條―第七十八條)を、第七章 郵便局株式会社

第六章 削除

第七章 日本郵便株式会社に、第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第九十條―第九十三條)を、第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社等の特例(第八十九條の二―第八十九條の六)に、第二節 業務等の承継等(第六十六條―第七十六條)を、第二節 業務等の承継等(第六十六條―第七十六條)を、第三節 承継会社の再編成(第七十七條―第七十九條)を、第一條に、かんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われるを、鑑み、株式会社等に確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うもの)とされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。(の経営を行わせるための)に改める。

第六條の次に次の一条を加える。

(承継会社の再編成)

第六條の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(以下「平成二十四年改正法施行日」という。)に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式会社の業務等を合併により承継するものとする。

第七條第二項中、「移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を」とを、「その全部を処分することを旨とし、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七條の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七條の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。